

議案第1号

輪島市学校通学区域に関する規則の一部改正について

輪島市学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年2月1日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉岡 邦男

輪島市学校通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則

輪島市学校通学区域に関する規則(平成18年輪島市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「小学校の」を削り、同条を次のように改める。

小学校の通学区域は別表第1に定めるとおりとし、中学校の通学区域は別表第2に定めるとおりとする。

第3条を次のように改める。

(通学区域の例外)

第3条 前条の規定にかかわらず、別表第3左欄に掲げる区域(以下この条において「当該区域」という。)内に住所を有し、又は有することとなる児童生徒は、当該児童生徒が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)の申出により同表右欄に掲げる学校に通学することができる。

- (1) 入学するとき。
- (2) 当該区域内に転居することに伴い転入学するとき。
- (3) 当該区域内に転入することに伴い転入学するとき。
- (4) 小学校又は中学校の統廃合により通学区域が変更されることに伴い転入学するとき。

第4条を削る。

第5条中「教育委員会」を「輪島市教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

別表第1鳳至小学校の項中「平成町」の次に「、小池町、下山町、赤崎町、大沢町、上大沢町、西二又町、上山町」を加え、同表西保小学校の項を削る。

別表第2中「第3条関係」を「第2条関係」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

(通学区域の例外)

区 域	保護者の申出により通学することができる学校
二ツ屋町、宅田町	上野台中学校
小池町、下山町、赤崎町、大沢町、上大沢町、西二又町、上山町	河井小学校、松陵中学校、門前中学校

様式第1号及び様式第2号中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の別表第1(鳳至小学校の項に限る。)及び別表第3(小池町、下山町、赤崎町、大沢町、上大沢町、西二又町、上山町の項に限る。)は、平成25年4月1日以後就学すべき学校の指定について適用し、同日前の就学すべき学校の指定については、なお従前の例による。

提案理由

平成25年3月31日をもって西保小学校を廃止することに伴い、関係児童の通学区域を設定するため。

平成25年2月 / 日 第 / 号

原案可決

輪島市教育委員会



議案第2号

平成25年第1回輪島市議会臨時会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る歳出補正予算案を平成25年第1回輪島市議会臨時会に提出することについて、承認を求める。

平成25年2月1日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉岡 邦男

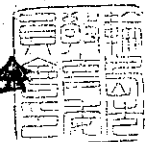
提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る予算案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

平成25年2月1日 第2号

原案可決

輪島市教育委員会



歳出補正予算(案)

課名	事業名	説明	金額
庶務課	河井小学校大規模改造・耐震補強事業費	Ⅱ期工事(階段棟、特別教室棟)	186,400千円
	鳳至小学校大規模改造・耐震補強事業費	Ⅰ期工事(教室棟2棟、管理棟)	273,500千円
生涯学習課	施設管理費	七浦診療所移設に伴う七浦公民館改修経費	5,500千円
	スポーツ活動支援事業費	海外遠征等活動支援(大向貴子:スケルトン五輪強化指定選手)	1,000千円
	合計		466,400千円